

能美市総合計画・戦略（仮称）策定業務委託 企画提案募集要領

1. 委託業務の概要

（１）業務名

能美市総合計画・戦略（仮称）策定業務

（２）業務内容

「能美市総合計画・戦略（仮称）策定業務委託 仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

2. 見積限度額

業務委託に係る見積限度額の上限は 24,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする

3. 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

4. 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）能美市競争入札参加有資格者名簿に登載された者であること。

（２）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、能美市が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く)でないこと。

（３）能美市暴力団排除条例(平成 24 年能美市条例第 19 号)に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。また、役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

（４）本公告日において、税の滞納がないこと。

（５）本公告日から契約締結の日までの間、能美市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

（６）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。

- (7) これまでに自治体の総合計画やこれに類する計画等の策定に参画した実績又はそれに相当する実績があり、全国的な見地から情報を収集し、分析ができるなど業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

5. 参加申込の手続等

(1) 担当課

能美市企画振興部企画地域振興課

住所：石川県能美市来丸町1110番地 電話：(0761) 58-2212

E-mail：kikaku@city.nomi.lg.jp 担当：井出、森奈

(2) 選考スケジュール(予定)

内容	日程
募集の公告	令和7年11月20日(木)
募集要領等の配布期間	令和7年11月20日(木)から12月3日(水)まで
質問受付期間	令和7年11月20日(木)から11月28日(金)午後5時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	令和7年12月2日(火) 市ホームページに掲載する
参加申込書の受付期間	令和7年11月20日(木)から12月3日(水)午後5時まで
参加資格審査通知	令和7年12月4日(木)
企画提案書の受付期間	令和7年12月8日(月)から12月17日(水)午後5時まで
プレゼンテーション (ヒアリング)の実施	令和7年12月22日(月)
選定結果通知(予定)	令和7年12月24日(水)

※日程は、都合により変更する場合がある(以下同じ)。

(3) 募集要領等の配付期間及び配付方法

ア 配付期間

令和7年11月20日(木)から同年12月3日(水)まで

イ 配付方法

能美市ホームページに掲載

6. 質問・回答

本プロポーザルについて質問がある場合には、次により行うこと。

(1) 質問受付期間

令和7年11月20日(木)から11月28日(金)午後5時まで(時間厳守)とする。

(2) 質問方法

質問内容を次のとおり作成し、電子メールにて送付すること。

ア メール件名

【質問】能美市総合計画・戦略（仮称）策定業務委託プロポーザルについて

イ メール本文

事業者名、担当者名、連絡先を明記すること。

ウ 質問内容

質問票(様式2)に記載し、添付すること。

エ 送付先

「5.(1)担当課」に送付すること。

(3) 質問への回答

回答は、令和7年12月2日(火)までに本市ホームページにおいて回答する。

7. 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

次のア～ケの書類を作成し、各1部を提出すること。

(ウ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申請書(様式1)

イ 実績報告書(任意様式)

ウ 商業登記簿謄本(写しでも可)

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し

オ 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないことの公的機関の証明書

カ 印鑑証明書(原本)

キ 使用印鑑届(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

ク 委任状(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

ケ 事業者概要(会社パンフレット等様式任意)

(2) 参加申請方法

「4.参加資格」を満たし、参加申請書を提出しようとする者は、令和7年12月3日(水)午後5時までに、次のとおり電子メールで提出すること。

ア 送付先

「5.(1)担当課」に送付すること。

イ 受付確認

電子メール送付後、「5.(1)担当課」に電話でメールの受付確認をすること。

(3) 参加資格審査通知

電子メールにて、令和7年12月4日(木)に参加申込書の提出者全員に可否を通知する。

(4) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。
- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

8. 企画提案書提出

(1) 受付期間

令和7年12月8日(月)から同年12月17日(水)午後5時まで

(郵送の場合は12月17日(水)午後5時必着)

(2) 提出場所

「5.(1) 担当課」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※郵送提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」とする

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 正本1部、副本9部

イ 見積書 正本1部、副本9部

※副本は提案者が特定される事業者名やロゴマーク等は記載しないこと。

※紙媒体とは別にPDFデータをUSBメモリ等で提出すること。

(5) 参加辞退

参加辞退する者は、参加辞退届(様式3)を令和7年12月3日(水)午後5時までに「5.(1) 担当課」に提出すること。なお、参加辞退届は、電子メールによる提出も可とする。

9. 企画提案書類様式

(1) 企画提案書

次に掲げる事項に沿って作成すること。

業務の一部について、再委託を予定している場合は、再委託部分を明確にすること。なお、業務の全部を再委託することはできない。

ア 提案書の形式は、A4版(縦・横は自由)・長編綴じとする。

イ ページ数は、特に制限を設けない。

ウ 仕様書記載内容を踏まえ、次の項目と内容に沿い、具体的に作成すること。また、原則日本語表記とし、別段説明がなくても理解できる内容とすること。専門用語はこの限りではないが、必要に応じ用語解説を含めること。

項目	内容
事業者概要	事業者概要
業務実績	過去の実績
実施体制	本業務の実施体制
実施スケジュール	本業務の想定スケジュール
仕様書に対する提案	仕様書に示した内容のほか、独自提案がある場合には、独自提案範囲を明確にしたうえで、記載すること

(2) 見積書

見積書には積算根拠を明記し、項目ごとの内訳を添付すること。

見積額は、消費税額及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。

10. プレゼンテーション・審査

「9. 企画提案書類様式」で提出された企画提案書をもとに能美市総合計画・戦略（仮称）策定業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）で評価を行う。

(1) 審査方式

審査は、審査項目による総合点数方式とし、審査委員の評価点の合計が最も高い事業者を契約候補者とする。

満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

参加資格審査合格者が1者であっても、審査委員の評価点の合計が最低基準点以上のときは、契約候補者とする。

(2) 実施日

令和7年12月22日(月) 時間は参加資格審査後に指定する。

(3) 会場

能美市役所 大会議室（能美市来丸町1110番地）

(4) 提案時間

企画提案書の説明20分以内、質疑応答15分程度とする。

(5) 機材

パソコンの持込みによるプロジェクターの利用は可能であるが、準備に要する時間は説明時間に含めること。

なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。

(6) その他

再委託予定者がいる場合、プレゼンテーションへの参加は可とする。

1 1. 企画提案書の評価及び評価基準

(1) 評価基準・評価項目

評価項目		評価の視点・判断基準	配点（5段階評価）				
			優秀	～	普通	～	悪い
組織・担当者評価	1. 経営規模	資本金・売上高等による経営規模は信頼できる規模か	5	4	3	2	1
	2. 業務遂行力	企業の技術者数等から、業務遂行体制は信頼できる組織か	5	4	3	2	1
	3. 業務実績	同種・類似業務の実績等から、当該業務を遂行するに必要な知識・経験の有無を評価					
		過去5年間に完了した同種・類似の実績はどうか	5	4	3	2	1
		実績内容等が当該業務に相応しいか	5	4	3	2	1
提案内容評価	4. 実施体制	当該業務の担当者数の配置、構成等から適切な業務を提供できる実施体制となっているか	5	4	3	2	1
	5. 担当者の業務実績	想定される担当者の資格や経験年数等において十分な実績を有しているか	5	4	3	2	1
	6. 業務理解度	当該業務についての目的・条件・内容をよく理解しているか	5	4	3	2	1
	7. 実施手順	業務フローや工程表等による業務の実施手順や業務量を十分把握しているか	5	4	3	2	1
	8. その他	能美市における現状や課題、実情を十分把握・理解したうえで業務の提案を行っているか。 また、国や石川県の動向等の情報を広く収集し有益な代替案等の提案がされているか	5	4	3	2	1
	9. 整合性	相互に関連する複数の提案項目間の整合性は図れているか	5	4	3	2	1
	10. 的確性	市が提示する仕様書内容に沿った的確な提案となっているか					
		検証及び分析結果を根拠とする構成になっているか	5	4	3	2	1
		戦略性が高く、実効性のある内容となっているか	5	4	3	2	1
		社会動態や経済情勢に対応できる内容となっている	5	4	3	2	1
		誰もが分かり易い内容となっているか	5	4	3	2	1
		総合計画と総合戦略が一体的に構成される内容となっているか	5	4	3	2	1
		会議の運営支援が適切に反映される内容となっているか	5	4	3	2	1
	11. 提案水準	提案業務内容は業務要求水準を充足しているか	10	8	6	4	2
	12. 実現性	提案内容は全般的に説得力と実現性を有しているか	10	8	6	4	2
		利用しようとする専門的知見、資料等は適切なものか	10	8	6	4	2
	13. 独創性	専門技術・知見に基づく独創性の高い提案となっているか	10	8	6	4	2
	14. プレゼンテーション	プレゼンテーションにおいて企画提案書の内容が適切に説明されているか。また、説得力や業務への意欲、積極性など取り組む姿勢はどうか	10	8	6	4	2
	15. 業務コストの妥当性	提案内容、業務規模と照らし合わせて、参考見積の金額は妥当であるか	20	16	12	8	4
評価合計			点／満点 150点（22項目）				

(2) 評価結果・選定結果の通知

令和7年12月24日(水)（予定）

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知する。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、能美市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(3) 評価結果の公表

評価結果については能美市ホームページに公表する。

なお、個別の審査内容については公表しない。

(4) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算し10日以内に書面により行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

受付場所 「5.(1)」の担当課に同じ

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、審査委員会において受注候補者としての適否を審査する。

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

(6) 評価点が同点になった場合の取扱い

審査委員会による評価の結果、同点になった場合は、審査委員会において「同点の場合の決定方法」に従い、受注候補者を決定する。

12. 契約の締結

(1) 本業務の契約は、審査委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(2)で提出した見積の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

13. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 「2. 見積限度額」を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 募集要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他、市の指示に違反する場合等

1 4. その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション(ヒアリング)等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、能美市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加者(又は参加を予定している者を含む。)又はその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ能美市との協議に基づいて決定するものとする。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、能美市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して能美市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとする。